

(仮称) 医大新駅周辺まちづくり事業

まちづくり事業 基本協定書 (案)

(基本協定書②)

令和 9 年 4 月

奈良県

橿原市

【代表企業】

【構成企業】

【構成企業】

【協力企業】

【協力企業】

目次

第1条（目的及び解釈）	1
第2条（当事者の義務）	1
第3条（SPC②の設立）	1
第4条（株式の譲渡）	2
第5条（[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の締結等）	4
第6条（附属病院第1駐車場の取扱い）	5
第7条（業務の委託等）	5
第8条（準備行為）	5
第9条（設計業務の着手及び埋蔵文化財調査）	5
第10条（談合その他の不正行為による[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の不締結等）	6
第11条（暴力団排除に係る[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の不締結等）	7
第12条（[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]不調の場合の処理）	7
第13条（本事業終了後の代表企業の責任）	9
第14条（秘密保持）	9
第15条（協定の変更）	9
第16条（有効期間）	9
第17条（疑義に関する協議）	10
第18条（準拠法及び管轄裁判所）	10
別紙1 定義集	12
別紙2 株主誓約書の様式	16
別紙3 誓約書の様式	19

(仮称) 医大新駅周辺まちづくり事業のまちづくり事業（以下「本事業」という。）に関し、奈良県（以下「甲」という。）、【代表企業】、【構成企業】及び【構成企業】並びに【協力企業】及び【協力企業】から構成される【コンソーシアム名】（以下、個別に又は総称して「乙」という。）と橿原市（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条（目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した入札手続において乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と、乙の設立する SPC②との間において、本事業の実施に関する[事業用定期借地権設定契約①、売買契約①又はその両方]、及び、丙と、乙の設立する SPC②との間において、本事業の実施に関する[事業用定期借地権設定契約②、売買契約②又はその両方]を締結することに向けての、甲、乙及び丙の義務を定めるものとする。
- 2 本基本協定において用いられる用語は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた定義と同義とする。
- 3 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条（当事者の義務）

- 1 甲、乙及び丙は、本事業に関する、甲及び丙と SPC②との間でそれぞれ締結する[事業用定期借地権設定契約又は売買契約]の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 甲、乙及び丙は、本事業が、民間事業者①が実施する特定事業等と不可分一体であることを認識し、当該各事業の実施のため、誠実に協力及び努力する。
[3 甲及び丙は、[事業用定期借地権設定契約又は売買契約]の締結に必要な範囲で、まちづくり事業用地の分筆及び境界確定に係る手続を行うものとする。この場合において、乙は、自ら又は SPC②をして、当該手続に必要な調査、測量及び図書の作成を行い、甲及び丙の手続に協力するものとする。]
- 4 前項の調査、測量及び図書の作成に要する費用及び同項の手続に要する費用のうち売買契約の目的となる土地に係るものについては、乙が負担するものとする。]

第3条（SPC②の設立¹）

- 1 乙は、本基本協定締結後、遅滞なく、[事業用定期借地権設定契約②又は売買契約②]の締結までに、入札説明書等及び提案書類に基づき、SPC②を奈良県内に設立し、その定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を甲及び丙に提出するものとする。
- 2 乙は、SPC②を設立した後速やかに、別紙2の様式及び内容の株主誓約書を作成して甲及び丙に提出する。また、乙は、乙以外の者に SPC②の完全無議決権株式を発行する場合、SPC②を設立した後速やかに、SPC②の完全無議決権株式を当初取得する乙以外の者から、別紙3の様式

¹ まちづくり事業を実施する SPC②を設立しない場合は、本基本協定に必要な修正を行います。

及び内容の誓約書を徴求して甲及び丙に提出する。

- 3 SPC②の設立時において、構成企業のすべてはSPC②へ出資するものとし、SPC②の議決権付株式を保有する者は構成企業のみとしなければならない。
- 4 SPC②の設立時から事業期間終了の日までの間、代表企業による SPC②の議決権付株式の保有割合は、SPC②の議決権付株式を保有するすべての者の中で最大でなければならない。ただし、甲及び丙の事前の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

第4条（株式の譲渡）

- 1 構成企業は、保有する SPC②の議決権付株式の譲渡、担保権設定その他の処分（以下、総称して「処分」という。）を行う場合、時期を問わず、事前に書面による甲及び丙の承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して自らが保有する議決権株式の一部を譲渡する場合であって当該譲渡後も代表企業の議決権付株式の保有割合が SPC②の議決権付株式を保有するすべての者の中で最大である場合を除く。なお、SPC②の議決権付株式を新たに発行する場合（ただし、議決権付株式を保有する者に割り当てる場合であって、当該割当後も代表企業の議決権付株式の保有割合が SPC②の議決権付株式を保有するすべての者の中で最大である場合を除く。）、SPC②が甲及び丙の事前の承認を受ける義務を[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]に定めることを確認する。
- 2 乙は、保有する完全無議決権株式について、時期を問わず、その処分を行うことができる。
- 3 前二項の譲渡の際の譲受人及び議決権付株式又は完全無議決権株式の発行を受ける者は、次の各号に掲げる条件（完全無議決権株式の譲受人及びその発行を受ける者については、第1号から第13号までの条件）をすべて満たすことを要し、乙は、自らがかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守し、SPC②が議決権付株式又は完全無議決権株式を発行する場合には SPC②をして当該条件を満たさない者に対してこれを発行させないものとする。なお、乙は、乙以外の者がかかる譲渡を行う場合については、本項と同様の譲渡先の制限に関する SPC②の義務を[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]に定めることを確認する。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。
 - (2) 甲の議会の議員、知事及び副知事、丙の議会の議員、市長知事及び副市長、並びに地方自治法第180条の5第1項から3項までに規定する甲又は丙の委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に該当しない者であること。
 - (3) 「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」の規定による入札参加停止を受けていない者又は「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領」に規定する入札参加停止の措置要件に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、

更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - (6) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (7) 破産法の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者、手形交換所若しくは電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は譲渡若しくは発行の日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしている者でないこと。
 - (8) 奈良県税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
 - (9) 役員等が暴力団員でないこと。
 - (10) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (11) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (13) 前二号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (14) 設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業又は維持管理企業に当たる構成企業が譲渡を行う場合において、譲受人が入札説明書に定める入札参加資格要件の充足を維持できること。
- 4 第 1 項第 1 文の承認にあたり、甲及び丙は、当該議決権付株式の譲受人が前項の各条件を満たし、かつ、当該譲渡が SPC②の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承認するものとする。
- 5 構成企業は、甲及び丙の承認を得てその保有する SPC②の議決権付株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人及び他の構成企業との連名で、別紙 2 の様式及び内容の株主誓約書をあらかじめ甲及び丙に提出するものとし、SPC②が、当該譲渡を行った者に対し、第 3 項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲及び丙が必要とする情報を報告する義務を「事業用定期借地権設定契約及び売買契約」に定めることを確認する。
- 6 乙又は乙以外の者がその保有する SPC②の完全無議決権株式を譲渡する場合、SPC②が、かかる譲渡を行った者をして、その譲受人から、別紙 3 の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ甲及び丙に提出させるものとし、また、第 3 項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲及び丙が必要とする情報を報告する義務を「事業用定期借地権設定契約及び売買契約」に定めることを確認する。また、SPC②が完全無議決権株式を乙又は乙以外の者に対して発行しようとする場合、乙は、その発行を受ける者から、別紙 3 の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ甲及び丙に提出させるものとする。

第5条（[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の締結等）

- 1 甲、乙及び丙は、本基本協定の規定に従い、甲とSPC②とが締結する[事業用定期借地権設定契約①、売買契約①又はその両方]及び丙とSPC②とが締結する[事業用定期借地権設定契約②、売買契約②又はその両方]の締結に向けてそれぞれ誠実に協議するものとし、可能な限り速やかに、[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の締結が実現するよう最大限の努力をするものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業等と本事業とが一体不可分であることに鑑み、甲又は乙は、PFI事業等契約が締結されないことが明らかとなった場合、基本協定①が解除された場合、又は民間提案施設の竣工前にPFI事業等契約が解除若しくは解約された場合、[事業用定期借地権設定契約①、売買契約①又はその両方]を締結せず、本基本協定を解除することができる。ただし、基本協定①又はPFI事業等契約が締結に至らず又は解除若しくは解約された原因が甲又は丙の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は本項に基づく本基本協定の解除を行うことはできず、その原因が民間事業者①の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は本項に基づく本基本協定の解除を行うことができない。
- 3 乙又は丙は、PFI事業等契約が締結されないことが明らかとなった場合、基本協定①が解除された場合、又は民間提案施設の竣工前にPFI事業等契約が解除若しくは解約された場合、[事業用定期借地権設定契約②、売買契約②又はその両方]を締結せず、本基本協定を解除することができる。ただし、基本協定①又はPFI事業等契約が締結に至らず又は解除若しくは解約された原因が甲又は丙の責に帰すべき事由によるものであるときは、丙は本項に基づく本基本協定の解除を行うことはできず、その原因が民間事業者①の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は本項に基づく本基本協定の解除を行うことができない。
- 4 甲又は乙は、令和12年3月31日までに[事業用定期借地権設定契約②、売買契約②又はその両方]が締結に至らず、又は民間提案施設の竣工前にそのいずれかが解除若しくは解約され、若しくは市有地の買戻しがされた場合、[事業用定期借地権設定契約①、売買契約①又はその両方]を締結せず、本基本協定を解除することができる。ただし、[事業用定期借地権設定契約②、売買契約②又はその両方]が締結に至らず又は解除若しくは解約され、若しくは市有地の買戻しがされた原因が丙の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は本項に基づく本基本協定の解除を行うことはできず、その原因が乙又はSPC②の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は本項に基づく本基本協定の解除を行うことができない。
- 5 乙は、[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の締結に関する協議に当たっては、合理的な範囲で甲及び丙の要望を尊重するものとする。
- 6 甲、乙及び丙は、[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]に関する協議において、提示条件及び提案書類に基づきその内容を確定することが困難な事項がある場合、入札説明書等において示された本事業の目的及び理念に照らして誠実に協議し、解釈するものとする。
- 7 甲は、令和14年3月31日までにSPC②との間で[事業用定期借地権設定契約①、売買契約①又はその両方]を締結するものとし、乙は、SPC②をして、同日までに、甲との間で[事業用定期借地権設定契約①、売買契約①又はその両方]を締結させるものとする。また、丙は、令和12年3月31日までにSPC②との間で[事業用定期借地権設定契約②、売買契約②又はその両方]を締結するものとし、乙は、SPC②をして、同日までに、丙との間で[事業用定期借地権設定契約②、売買契約②又はその両方]を締結させるものとする。なお、[事業用定期借地権設定

契約①及び売買契約①]は、PFI 事業等契約に係る甲の議会の議決を経て PFI 事業等契約が成立したこと、並びに、[事業用定期借地権設定契約①及び売買契約①]に係る甲の議会の議決を経たことを条件としてその効力を生じるものとする。[この場合において、事業用定期借地権設定契約①及び売買契約①の両方を締結するときは、各契約は、これらに加えて他方が成立したことを条件としてその効力を生じるものとする。][事業用定期借地権設定契約②及び売買契約②]についても、PFI 事業等契約に係る甲の議会の議決を経て PFI 事業等契約が成立したこと、並びに、[事業用定期借地権設定契約②及び売買契約②]に係る丙の議会の議決を経たことを条件としてその効力を生じるものとする。[この場合において、事業用定期借地権設定契約②及び売買契約②の両方を締結するときは、各契約は、これらに加えて他方が成立したことを条件としてその効力を生じるものとする。]

- 8 甲、乙及び丙は、[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

第6条（附属病院第1駐車場の取扱い）

乙は、自ら又は SPC②をして、提案書類及び要求水準書に基づき、[事業用定期借地権設定契約①、売買契約①又はその両方]の目的に含まれる附属病院第1駐車場用地において、令和14年3月31日までの間に民間提案施設の整備その他本事業に係る工事等を計画する場合は、附属病院第1駐車場の代替駐車場の配置、規模、構造及び運用方法等について、事前に甲、丙及び附属病院その他の関係機関との協議を踏まえ定めるものとする。

第7条（業務の委託等）

- 1 乙は、SPC②をして、本事業に係る各業務のすべて又は主要な部分を業務委託先に委託又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、入札説明書等及び提案書類に従い、SPC②をして、設計、建設及び工事監理の各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託先との間で業務委託契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲及び丙に提出させなければならない。
- 3 前項により SPC②から業務の実施を受託し又は請け負った構成企業及び協力企業は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

第8条（準備行為）

- 1 乙は、[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の締結前にも、自ら又は SPC②をして、自己又は SPC②の費用と責任において、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができるものとし、甲及び丙は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 乙は、SPC②の設立後速やかに、SPC②の設立前に行った前項に規定する準備行為を SPC②に引き継ぐものとする。

第9条（設計業務の着手及び埋蔵文化財調査）

- 1 乙は、前条第1項の準備行為として、[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]締結前にまちづくり事業用地駐車場の設計業務に着手する場合、事前に書面にて実施する設計業務の内容、期間、費用等を明示して甲及び丙に申請しなければならない。

- 2 甲及び丙は、合理的な理由がない限り、前項の申請に対する承諾を拒絶、留保又は遅延してはならないものとする。
- 3 乙は、前項における甲及び丙の承諾があったときは、設計業務に着手することができる。
- 4 乙は、自己又は SPC②の費用と責任において、[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の締結に先立ち、事業区域における必要な埋蔵文化財調査を実施しなければならない。この場合において、乙又は SPC②は、事前に埋蔵文化財調査を行うに当たって必要な事業区域の貸付け又は目的外使用許可を甲又は丙から受けることとする。
- 5 第2項の承諾を受けて乙が設計業務に着手した場合及び前項の埋蔵文化財調査を実施した場合において、本基本協定が乙の責に帰すべき事由以外の事由により[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の締結に至らずに解除又は終了となったときは、乙は設計業務の出来高に相当する費用及び埋蔵文化財調査に要した費用の支払を甲及び丙に請求することができる。
- 6 甲及び丙は、前項の請求があった場合、遅滞なく出来高の検査及び出来高に相当する費用並びに埋蔵文化財調査に要した費用の金額について乙と協議を行う。
- 7 前項の協議を開始したのち、30日以内に甲及び丙が支払うべき金額についての協議が整わない場合は、甲及び丙が定め、乙に通知する。

第10条（談合その他の不正行為による[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の不締結等）

- 1 甲及び丙は、乙が本事業の入札手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び自らが当事者となっている[事業用定期借地権設定契約、売買契約若しくはその両方]を解除し、又は[事業用定期借地権設定契約、売買契約若しくはその両方]を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲及び丙はその賠償の責を負わないものとする。
 - (1) 乙（特定事業等の構成員を含む。以下本項において同じ。）のいずれかが独占禁止法第3条の規定に違反し又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）、同法第7条の9第1項若しくは第2項又は同法第20条の2から第20条の6までの規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2、第17条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本協定に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれかに独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙のいずれかに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令にお

ける課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙のいずれか(法人にあっては、その役員又は従業員を含む。)の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙のいずれか(法人にあっては、その役員又は従業員を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲及び丙が本基本協定を解除するか否か、及び[事業用定期借地権設定契約、売買契約若しくはその両方]を解除するか否か又は[事業用定期借地権設定契約、売買契約若しくはその両方]を締結するか否かにかかわらず、提案書類に記載した甲及び丙の[土地貸付料の60か月分、売買代金の全額又はその両方]に相当する金額を、違約金としての賠償金として、甲及び丙が指定する期限までに支払わなければならない。乙が本基本協定を履行した後も、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、甲及び丙は、甲及び丙に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

4 前2項の場合において、乙は、賠償金を連帯して甲及び丙に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業又は協力企業であった者についても、同様とする。

第11条(暴力団排除に係る[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の不締結等)

1 甲及び丙は、乙のいずれかが第4条第3項第9号から第13号までのいずれかを満たさないときは、本基本協定を解除すること及び自らが当事者となっている[事業用定期借地権設定契約、売買契約若しくはその両方]を解除し、又は[事業用定期借地権設定契約、売買契約若しくはその両方]を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲及び丙はその賠償の責を負わないものとする。

2 乙は、乙のいずれかが第4条第3項第9号から第13号までのいずれかを満たさないときは、甲及び丙が本基本協定を解除するか否か、及び[事業用定期借地権設定契約、売買契約若しくはその両方]を解除するか否か又は[事業用定期借地権設定契約、売買契約若しくはその両方]を締結するか否かにかかわらず、提案書類記載の甲及び丙の土地貸付料の60か月分、売買代金の全額又はその両方に相当する金額を、違約金としての賠償金として、甲及び丙が指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲及び丙は、甲及び丙に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

4 前2項の場合において、乙は、賠償金を連帯して甲及び丙に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業又は協力企業であった者についても、同様とする。

第12条([事業用定期借地権設定契約及び売買契約]不調の場合の処理)

1 令和14年3月31日までに、甲とSPC②との間で[事業用定期借地権設定契約①又は売買契約①のいずれか]が締結に至らなかった場合(甲又は丙の議会において必要な議決が得られなかった場合を含むが、これに限られない。)、本基本協定に別途定めるもの(第9条第5項に定め

る費用を含むが、これに限られない。)を除き、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、[事業用定期借地権設定契約①又は売買契約①]が締結に至らなかった理由が甲又は丙の責に帰すべき事由によるものであると認められるとき、甲は、乙が準備行為に要した費用（第9条第5項に定める費用を含むが、これに限られない。）について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、[事業用定期借地権設定契約①又は売買契約①]が締結に至らなかった理由が乙の責に帰すべき事由によるものであると認められるとき（構成企業の全部又は一部の脱退により本基本協定に定めるSPC②が設立できなかった場合を含むが、これに限られない。）は、乙は、提案書類記載の甲の[土地貸付料の36か月分、売買代金の半額又はその両方]に相当する金額を、違約金としての賠償金として、甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、第10条第1項又は第11条第1項の規定に従い[事業用定期借地権設定契約①、売買契約①若しくはその両方]が解除され又は[事業用定期借地権設定契約①、売買契約①若しくはその両方]が締結に至らなかった場合には、同各条の規定に従うものとする。
- 4 令和12年3月31日までに、丙とSPC②との間で[事業用定期借地権設定契約②、又は売買契約②のいずれか]が締結に至らなかった場合（甲又は丙の議会において必要な議決が得られなかった場合を含むが、これに限られない。）、本基本協定に別途定めるもの（第9条第5項に定める費用を含むが、これに限られない。）を除き、乙及び丙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、乙及び丙は確認するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、[事業用定期借地権設定契約②又は売買契約②]が締結に至らなかった理由が甲又は丙の責に帰すべき事由によるものであると認められるとき、丙は、乙が準備行為に要した費用（第9条第5項に定める費用を含むが、これに限られない。）について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、[事業用定期借地権設定契約②又は売買契約②]が締結に至らなかった理由が乙の責に帰すべき事由によるものであると認められるとき（構成企業の全部又は一部の脱退により本基本協定に定めるSPC②が設立できなかった場合を含むが、これに限られない。）は、乙は、提案書類記載の丙の[土地貸付料の36か月分、売買代金の半額又はその両方]に相当する金額を、違約金としての賠償金として、丙が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、第10条第1項又は第11条第1項の規定に従い[事業用定期借地権設定契約②、売買契約②若しくはその両方]が解除され又は[事業用定期借地権設定契約②、売買契約②若しくはその両方]が締結に至らなかった場合には、同各条の規定に従うものとする。
- 7 第3項及び前項の規定にかかわらず、甲及び丙は、甲及び丙に生じた実際の損害額が同各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 8 第3項及び前二項の場合において、乙は、賠償金を連帯して甲又は丙に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業又は協力企業であった者についても、同様とする。

第 13 条（本事業終了後の代表企業の責任）

事業期間終了後、SPC②が解散等を行う場合において、甲又は丙の請求があるときは、代表企業は[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]に基づき SPC②が甲及び丙に対して負担する義務を免責的に引き受けるものとする。

第 14 条（秘密保持）

- 1 本基本協定の各当事者は、本事業又は本基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者（SPC②及び民間事業者①を除く。）に開示又は漏洩してはならず、本基本協定の目的以外には使用しないことを確認する。
 - (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責によらず公知となった情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本基本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 甲又は丙が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- 2 乙は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、業務委託先への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

第 15 条（協定の変更）

本基本協定は、甲、乙及び丙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第 16 条（有効期間）

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日からすべての[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の締結日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定の規定に従い、すべての[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]が解除され又は締結に至らなかった場合には、甲、丙又は代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第 2 項の規定に従って又は甲、乙及び丙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第 1 号、第 7 号から第 10 号まで及び第 12 号から第 14 号までに限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。
 - [(1) 第 2 条（当事者の義務）第 4 項]
 - (2) 第 3 条（SPC②の設立）第 4 項
 - (3) 第 4 条（株式の譲渡）
 - (4) 第 5 条（[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の締結等）第 8 項

- (5) 第7条（業務の委託等）
- (6) 第8条（準備行為）第2項
- (7) 第9条（設計業務の着手及び埋蔵文化財調査）第5項から第7項まで
- (8) 第10条（談合その他の不正行為による[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の不締結等）第2項から第4項まで
- (9) 第11条（暴力団排除に係る[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]の不締結等）第2項から第4項まで
- (10) 第12条（[事業用定期借地権設定契約及び売買契約]不調の場合の処理）
- (11) 第13条（本事業終了後の代表企業の責任）
- (12) 第14条（秘密保持）
- (13) 第18条（準拠法及び管轄裁判所）
- (14) 本条（有効期間）

第17条（疑義に関する協議）

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

第18条（準拠法及び管轄裁判所）

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

以上を証するため、本基本協定書を3通作成し、甲、丙、代表企業並びにその他の構成企業及び協力企業がそれぞれ記名押印の上、甲、丙及び代表企業が各1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲、乙及び丙が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和9年4月●日

(甲)

奈良県
知事

(乙) (代表企業)

(構成企業)

(構成企業)

(協力企業)

(協力企業)

(丙)

橿原市
市長

別紙1 定義集

本書において用いられる用語は、本文中において特に明示されているものを除き、次の各号に掲げる意味を有する。

- (1) 「PFI事業等契約」とは、甲とSPC①との間で締結される（仮称）奈良県アリーナ整備運営事業及び附属事業 事業契約をいう。
- (2) 「SPC①」とは、民間事業者①が奈良県内に設置する、特定事業等のみを事業目的とした法人をいう。
- (3) 「SPC②」とは、乙が奈良県内に設置する、本事業のみを事業目的とした法人をいう。
- (4) 「アリーナ」とは、新駅の西側に整備される、甲所有の新アリーナ及び関連施設をいう。
- (5) 「維持管理企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、まちづくり事業用地駐車場又は民間提案施設、又はその両方の維持管理を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
- (6) 「運営企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、まちづくり事業用地駐車場又は民間提案施設、又はその両方の運営を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
- (7) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。
- (8) 「各業務」とは、入札説明書に定める本事業に係る業務を個別に又は総称していう。
- (9) 「完全無議決権株式」とは、SPC②の発行する株式で、議決権付株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法第108条第1項第8号又は第9号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
- (10) 「議決権付株式」とは、SPC②の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいい、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式とする。
- (11) 「基本協定①」とは、特定事業等の実施のために甲と民間事業者①との間で締結される（仮称）奈良県アリーナ整備運営事業及び附属事業基本協定をいう。
- (12) 「業務委託契約」とは、SPC②と業務委託先との間で締結される各業務の一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
- (13) 「業務委託先」とは、各業務の一部をSPC②から直接受託し又は請け負う構成企業、協力企業その他の第三者をいう。
- (14) 「協力企業」とは、SPC②から直接業務の受託・請負をし、かつSPC②の議決権株式を保有しない法人等をいい、本基本協定締結時点では【協力企業名】及び【協力企業名】をいう。
- (15) 「刑法」とは、刑法（明治40年法律第45号）をいう。
- (16) 「建設企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、まちづくり事業用地駐車場又は民間提案施設、又はその両方の工事を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
- (17) 「県有地」とは、本事業に供される甲が所有する土地をいう。
- (18) 「工事監理企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、まちづくり事業用地駐車場又は民間提案施設、又はその両方の工事監理を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
- (19) 「構成企業」とは、SPC②の議決権付株式を保有する法人等をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】をいう。

- (20) 「指定期間」とは、売買契約に基づき民間事業者②が甲又は丙から購入した県有地及び市有地につき、事業計画等に従った利用をしなければならない契約上の義務を負う期間をいう。
- (21) 「事業区域」とは、「要求水準書別添資料【共通編】資料2」において定義する範囲をいう。
- (22) 「事業計画」とは、民間事業者②が、甲及び丙と協議の上、要求水準書及び提案書類に基づいて策定する本事業に係る事業計画をいう。
- (23) 「事業期間」とは、いずれかの事業用定期借地権設定契約又は売買契約を締結した日から事業用定期借地権の存続期間の満了日又は売買契約に定める指定期間の終了日のいずれか遅い方の日までをいう。
- (24) 「事業用定期借地権設定契約」とは、事業用定期借地権設定契約①及び事業用定期借地権設定契約②を個別に又は総称していう。
- (25) 「事業用定期借地権設定契約①」とは、本事業の実施に関して甲と民間事業者②との間で締結される事業用定期借地権設定契約をいう。
- (26) 「事業用定期借地権設定契約②」とは、本事業の実施に関して丙と民間事業者②との間で締結される事業用定期借地権設定契約をいう。
- (27) 「市有地」とは、本事業に供される丙が所有する土地（令和8年度内に丙が取得予定の土地を含む。）をいう。
- (28) 「収入連動貸付料」とは、「（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業 要求水準書【まちづくり事業編】」、提案書類及び事業用定期借地権設定契約に基づき、民間事業者②が甲及び丙に対して納付する、まちづくり事業用地駐車場及び民間提案施設の運営により得られる収入の一部をいう。
- (29) 「収入連動納付金」とは、「（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業 要求水準書【まちづくり事業編】」、提案書類及び売買契約に基づき、民間事業者②が甲及び丙に対して納付する、[まちづくり事業用地駐車場及び]民間提案施設の運営により得られる収入の一部をいう。
- (30) 「準備行為」とは、民間事業者②が自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して合理的に必要な準備に係る行為をいう。
- (31) 「新駅」とは、奈良県橿原市四条町において整備される（仮称）医大新駅をいう。
- (32) 「新駅工事完了日」とは、甲より乙に通知される新駅の工事完了日をいう。
- (33) 「設計企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、まちづくり事業用地駐車場又は民間提案施設、又はその両方の設計を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
- (34) 「代表企業」とは、構成企業のうち、入札説明書等の規定を満たし、構成企業を代表して本事業の契約手続を行う【代表企業名】をいう。
- (35) 「提案書類」とは、本事業の入札手続において、乙が令和●年●月●日付けで甲に提出した提案書類一式及びその他提案書類一式に関して甲が乙に対して確認した事項に対する乙の回答（書面による回答（甲に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）をいう。
- (36) 「鉄道事業者」とは、近畿日本鉄道株式会社をいう。
- (37) 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
- (38) 「特定事業」とは、甲が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業として選定した（仮称）奈良県アリーナ整備運

営事業をいい、アリーナ及びその敷地の調査、設計、建設、開業準備、運営及び維持管理業務等によって構成される。

- (39) 「特定事業施設」とは、特定事業の整備対象施設を総称していう。
- (40) 「特定事業等」とは、特定事業及び附属事業を総称していう。
- (41) 「土地貸付料」とは、事業用定期借地権設定契約に基づき、県有地又は市有地のうち事業用定期借地権設定契約に定める部分の固定地代として民間事業者②が甲又は丙に対して支払う貸付料をいう。
- (42) 「入札説明書」とは、甲が令和8年10月●日付けで公表した（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業 入札説明書（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (43) 「入札説明書等」とは、入札説明書、入札説明書に付随して公表した要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、PFI事業等契約書（案）、事業用定期借地権設定契約書（案）、売買契約書（案）等の資料一式（修正があった場合は、修正後の記述による。）を総称していう。
- (44) 「売買契約」とは、売買契約①及び売買契約②を個別に又は総称していう。
- (45) 「売買契約①」とは、民間事業者②が甲と締結する、本事業に係る不動産売買契約書で定める売買契約をいう。
- (46) 「売買契約②」とは、民間事業者②が丙と締結する、本事業に係る不動産売買契約書で定める売買契約をいう。
- (47) 「売買代金」とは、売買契約に基づき、県有地又は市有地のうち売買契約に定める部分の所有権の対価として民間事業者②が甲又は丙に対して支払う代金をいう。
- (48) 「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号）をいう。
- (49) 「附属事業」とは、特定事業に附属してSPC①に実施を求める駅前広場、アクセス道路、駅前駐輪場等の設計及び建設を総称した事業をいう。
- (50) 「附属事業施設」とは、附属事業の整備対象施設をいう。
- (51) 「附属病院」とは、奈良県立医科大学附属病院をいう。
- (52) 「附属病院第1駐車場」とは、入札説明書公表時点で新駅の東側の県有地上に位置し、附属病院の利用に供される駐車場（拡張工事により拡張された駐車場を含む。）をいう。
- (53) 「法人等」とは、法人又はその他の団体をいう。
- (54) 「暴力団」とは、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (55) 「暴力団員」とは、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (56) 「暴力団員等」とは、暴力団員及び暴力団関係者を総称していう。
- (57) 「暴力団対策法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）をいう。
- (58) 「暴力団関係者」とは、暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (59) 「本基本協定」とは、本事業の実施のために甲と乙及び丙との間で締結される基本協定をいう。
- (60) 「本事業」とは、甲が実施する（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業のまちづくり事業をいう。
- (61) 「まちづくり事業用地」とは、本事業の敷地をいう。

- (62) 「まちづくり事業用地駐車場」とは、新駅の東側に設ける、本事業及び附属病院の利用に供する駐車場をいう。
- (63) 「民間事業者①」とは、特定事業等を遂行することのみを目的として設立される特別目的会社及びその設立前においては特定事業等の構成企業又は協力企業となる落札者をいう。
- (64) 「民間事業者②」とは、本事業を実施することのみを目的として設立される特別目的会社又は特別目的会社を設立しない場合における構成企業及び特別目的会社の設立前においてはその構成企業又は協力企業となる落札者をいう。
- (65) 「民間提案施設」とは、本事業のうち、新駅の東側において、民間事業者②が自らの責任と負担により、提案、整備、運営及び維持管理を行う独立した施設をいう。
- (66) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）をいう。
- (67) 「役員等」とは、法人の役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。）の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。
- (68) 「要求水準書」とは、「(仮称) 医大新駅周辺まちづくり事業 要求水準書【まちづくり事業編】」（修正があつた場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (69) 「落札者」とは、本事業の入札手続において、本事業を実施する民間事業者②として選定された●●コンソーシアム並びにその構成企業及び協力企業をいう。

別紙2 株主誓約書の様式

令和●年●月●日

【奈良県知事／橿原市長】

【●】 殿

株主誓約書

奈良県（以下「県」という。）、橿原市（以下「市」という。）並びに落札者である【代表企業】、【構成企業】及び【構成企業】（以下「当社ら」と総称する。）、【協力企業】及び【協力企業】との間で、令和9年4月●日付けで締結された（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業 まちづくり事業基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社らは、本日付けをもって、下記の事項を【県／市】に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この株主誓約書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 SPC②が、令和●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日時点における SPC②の資本金の額及び株主構成等は以下のとおりであること。

SPC②の資本金の額 : 【●●●●】 円

SPC②の発行可能株式総数 : 【●●●●】 株

SPC②の発行済株式の総数 : 【●●●●】 株

出資者（代表企業）

商号【商号】

出資額【●●●●】 円

引き受ける株式の総数【●●●●】 株

引き受ける株式の種類【●●●●】 株式

出資者（構成企業）

商号【商号】

出資額【●●●●】 円

引き受ける株式の総数【●●●●】 株

引き受ける株式の種類【●●●●】 株式

出資者（構成企業）

商号【商号】

出資額【●●●●】円

引き受ける株式の総数【●●●●】株

引き受ける株式の種類【●●●●】株式

- 3 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく県及び市の事前の書面による承認がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業】（以下「代表企業」という。）は、SPC②の議決権付株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、本事業の事業期間中は、事業用定期借地権設定契約又は売買契約に別途定める場合を除き、代表企業を変更しないこと。
- 4 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく県及び市の事前の書面による承認がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業でない構成企業である【構成企業】及び【構成企業】は、SPC②の議決権付株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 当社らが保有する SPC②の議決権付株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者及びその他の議決権付株式を保有する者との連名でこの株主誓約書と同じ様式の株主誓約書を県及び市に提出すること。
- 6 当社らが保有する SPC②の完全無議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者から本基本協定別紙3（誓約書の様式）と同じ様式の誓約書を徴求し県及び市に提出すること。
- 7 当社らが保有する SPC②の議決権付株式又は完全無議決権株式を譲渡する場合、当該譲渡の譲受人は、譲渡の時期を問わず、本基本協定第4条（株式の譲渡）第3項各号（完全無議決権株式を譲渡する場合は第1号から第13号まで）に掲げる条件をすべて満たすことを要し、当社らは、自らがかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守すること。
- 8 当社らを代表又は代理して本基本協定及びこの株主誓約書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続きに基づき、各社を代表して本基本協定及びこの株主誓約書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。
- 9 当社らは、この株主誓約書に関する事項及び本基本協定に関して県及び市より秘密情報として提供を受けた事項の内容を、当社らの役員、従業員、代理人及びコンサルタント、業務委託先、金融機関等並びに SPC②への出資者及び民間事業者①（以下「関係者」という。）以外の第三者に漏らし、又は本基本協定の履行若しくは本事業の実施以外の目的に使用しないこと、並びに関係者に守秘義務を遵守させなければならないこと。ただし、次の各号に定める場合にはこの限りではない。
 - (1) 当該情報の提供を受ける前に既に自ら保有していた場合

- (2) 本基本協定又は本事業に関して知る前に公知であった場合
- (3) 本基本協定又は本事業に関して知った後、自らの責によらないで公知となった場合
- (4) 本基本協定又は本事業に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所による開示が命じられた場合
- (6) 本事業に関する資金調達を図るために、合理的に必要なものとして開示する場合
- (7) その他、法令等に基づき開示する場合

以上

(代表企業)

【代表企業名】

(構成企業)

【構成企業名】

(構成企業)

【構成企業名】

別紙 3 誓約書の様式

令和●年●月●日

【奈良県知事／橿原市長】

【●】 殿

誓約書

奈良県、橿原市並びに落札者である【代表企業】、【構成企業】、【構成企業】、【協力企業】及び【協力企業】との間で、令和9年4月●日付けで締結された（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業まちづくり事業基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社は、本日付けをもって、下記の事項を【奈良県／橿原市】に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日時点における当社が保有する SPC②の完全無議決権株式の数は●株であること。当社がかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の額は●円であり、払い込み済みであること。
- 2 当社が保有する SPC②の完全無議決権株式を譲渡する場合、本基本協定第4条（株式の譲渡）第3項第1号から第13号までに掲げる条件を満たすことを要し、また、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し、奈良県及び橿原市に提出すること。
- 3 当社を代表又は代理してこの誓約書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、当社を代表してこの誓約書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。
- 4 当社は、この誓約書に関する事項及び本基本協定に関して奈良県及び橿原市より秘密情報として提供を受けた事項の内容を、当社の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、業務委託先、金融機関等並びに SPC②への出資者及び民間事業者①（以下「関係者」という。）以外の第三者に漏らし、又は本基本協定の履行若しくは本事業の実施以外の目的に使用しないこと、並びに関係者に守秘義務を遵守させなければならないこと。ただし、次の各号に定める場合にはこの限りではない。
 - (1) 当該情報の提供を受ける前に既に自ら保有していた場合
 - (2) 本基本協定又は本事業に関して知る前に公知であった場合
 - (3) 本基本協定又は本事業に関して知った後、自らの責によらないで公知となった場合
 - (4) 本基本協定又は本事業に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義

務を課せられることなしに取得した場合

- (5) 裁判所による開示が命じられた場合
- (6) 本事業に関する資金調達を図るために、合理的に必要なものとして開示する場合
- (7) その他、法令等に基づき開示する場合

以上

【企業名】